

甲斐市小口資金融資制度のご案内

【 融資（信用保証）内容 】

- ◆ 普通資金 750万円以内
 - ・ 融資期間
 - 運転資金 5年以内
 - 設備資金 7年以内
 - ◆ 緊急資金 50万円以内
 - ・ 融資期間 1年以内
- ◎ 利率
融資実行日のプライムレートを
基準として設定

【 融資（信用保証）資格 】

下記資格をすべて満たす必要があります。

- ① 常時使用する従業員が20人以下の会社又は個人（商業・サービス業は5人以下）
- ② 会社…甲斐市内に1年以上店舗・工場・事業所を有している
個人…山梨県内に店舗・工場・事業所を有し、甲斐市内に1年以上居住していること
- ③ 1年以上同一の業種を営んでいる会社又は個人
- ④ 融資申込み日以前1年間において、納期が到来した市民税の所得割額が課税されており、完納している

【 融資（信用保証）のお申込み 】

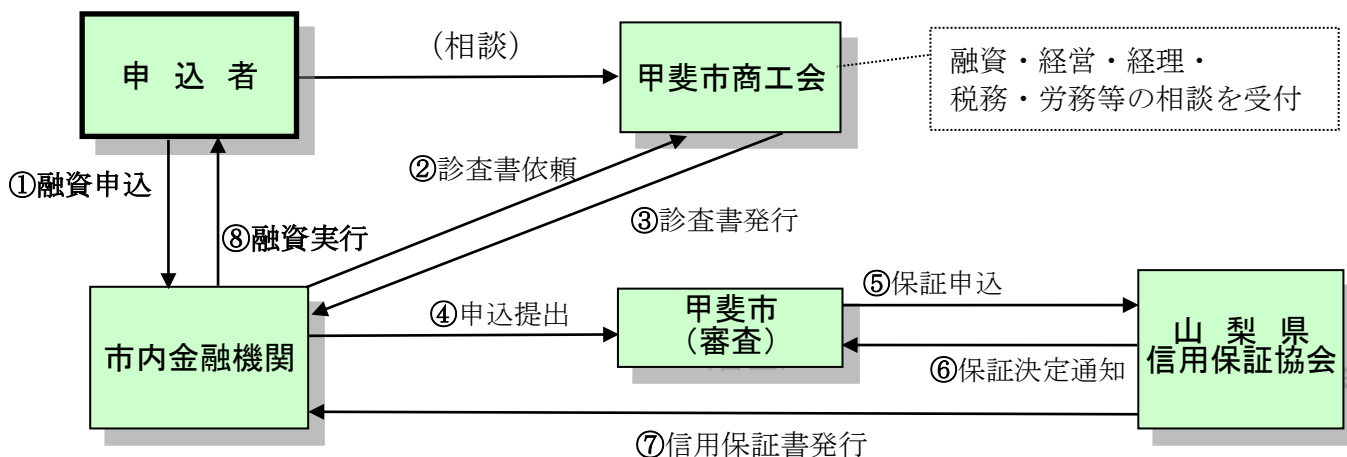
1. 融資を希望される方は、市内金融機関へ融資申込をしてください。
※右の提出書類をご用意ください。→
2. 市では、内容を審査し、適当と認めたときは、信用保証協会へ書類を送付します。
3. 信用保証協会では、内容を審査し承諾したときは金融機関へ信用保証書を発行します。
4. 金融機関は、信用保証書に基づき、貸付（融資）を実行します。

審査結果によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

提出書類

- (1) 融資申込書
 - (2) 信用保証委託申込書
 - (3) 信用保証委託契約書
 - (4) 個人情報の取扱いに関する同意書
 - (5) 確定申告書・決算書、勘定科目、内訳書及び試算表の写し（2期分）
 - (6) 残高試算表
 - (7) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）
 - (8) 定款の写し
 - (9) 印鑑証明書
 - (10) 市税納税証明書
 - (11) 許認可証の写し
- ※業種によって必要
- (12) 設備資金の場合は、契約書又は見積書

制度の仕組み



※お気軽にお問い合わせください

甲斐市役所 商工観光課 TEL 055-278-1708
甲斐市商工会 TEL 055-276-2385